

令和5年度 東京都立品川特別支援学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
校長 決 定

1 いじめ及び体罰問題への基本的な考え方

- (1) いじめ及び体罰を生まない、許さない学校をつくる。
- (2) 児童・生徒をいじめ及び体罰から守り、早期発見と迅速な解決を図る。
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携を図り、教員の指導力向上といじめ及び体罰対策に全校で組織的に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

本校及び教職員は、在籍する児童・生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめ及び体罰の防止及び早期発見に取り組む責務を有する。

また、在籍する児童・生徒等がいじめ及び体罰を受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ及び体罰防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

東京都立品川特別支援学校いじめ対策委員会は、本校でのいじめ及び体罰を防止し、いじめ及び体罰の状況の把握と解決を図るための方針策定を行い、いじめ及び体罰問題への対応を行うため設置する。

イ 所掌事項

- ① 本校におけるいじめ及び体罰問題における指導体制及び連携に関する事項
- ② 具体的ないじめ及び体罰問題に関する事項（いじめ及び体罰の未然防止、早期発見、早期対応）
- ③ 学校サポートチームとの連携に関する事項
- ④ 関係機関との連携について

ウ 会議

会議開催時期と回数：毎週1回の企画調整会議後

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、その他校長が指名するもの。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

東京都立品川特別支援学校サポートチームは、問題行動の未然防止と効果的な対応に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となった取り組みを進めることを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめ等問題行動、体罰、不適切な指導の未然防止と対応について
- 関係機関との連携について

ウ 会議

会議開催時期と回数：7月と12月 年2回実施

エ 委員構成

校長 副校長 経営企画室長 主幹教諭 生活指導主任 養護教諭
品川警察署職員（スクールサポーター）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめ及び体罰は絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成。
 - イ 児童・生徒自らがいじめ及び体罰について学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめ及び体罰の防止を訴えるような取り組みの推進。
 - ウ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上。
 - エ 家庭訪問、学校通信等を通じた家庭との緊密な連携・協力。
- (2) 早期発見のための取組
- ア 学校生活等における児童・生徒の心身の状況の把握。
 - イ 保護者面談、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめ及び体罰を訴えやすい体制の整備。
 - ウ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備。
 - エ 教職員全体によるいじめ及び体罰に関する情報の共有。
- (3) 早期対応のための取組
- ア いじめ及び体罰を発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応。
 - イ いじめ及び体罰を受けた児童・生徒及びいじめ及び体罰を知らせてきた児童・生徒の安全の確保。
 - ウ いじめ及び体罰を受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
 - エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめ及び体罰をおこした児童・生徒・教員への指導。
 - オ 保護者への支援・助言。
 - カ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有。
 - キ 関係機関、専門家等との相談・連携。
 - ク いじめ及び体罰が犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談。
- (4) 重大事態への対処
- 重大事態とは、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態のこと。
- ア いじめ及び体罰を受けた児童・生徒の安全確保。
 - イ いじめ及び体罰を受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
 - ウ 児童相談所、福祉・医療機関、警察等関係機関との相談・連携。
 - エ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力。
 - オ 重大事態の発生について教育委員会への報告。
- 5 教職員研修計画
- いじめ及び体罰の対策や理解啓発、服務等に関する研修会等を年2回以上実施。
- 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策
- (1) P T Aと連携をして、年4回の保護者会等を活用した、いじめ及び体罰早期発見への協力依頼。
 - (2) 年3回の個別面談等を活用した、いじめ及び体罰に関する学校への相談の促進。
- 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策
- (1) 学校サポートチームを活用し、未然防止のための理解啓発。
 - (2) 児童相談所や家庭支援センター、町内会、民生委員などとの協力・連携。
- 8 学校評価及び基本方針改善のための計画
- (1) 保護者に対する学校評価アンケート等で学校の取り組みを評価。
 - (2) 学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム等の評価をもとに学校いじめ防止基本方針の見直し。